

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 教育委員会	
○ 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学校支援部学校保健課】	2

北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 1 月 1 5 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 5 号

北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和 4 9 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（以下「被災学校医等」という。）からその災害が公務により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 教育委員会は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した公務外災害認定通知書により、被災学校医等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 教育長の職氏名
- (2) 認定に係る学校医等の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務により生じた災害でないと認定した理由

第 4 条中「及び公務災害補償通知書」を「、公務災害補償通知書及び公務外災害認定通知書」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（審査の請求の教示）

第 3 条 教育委員会は、条例又はこの規則の規定による補償に関する通知をするときは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 4 3 号）第 5 条第 1 項及び北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成 1 4 年北九州市人事委員会規則第 1 1 号）に定めるところにより北九州市人事委員会に審査の請求をすることができる旨を教示するものとする。

る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に発生した災害について、被災学校医等からその災害が公務により生じた旨の申出があった場合についても適用する。